

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正され、懲戒権に関する規定が削除されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。